

第11期中間決算公告

平成18年12月28日

東京都中野区本町2丁目46番1号
株式会社 整理回収機構
代表取締役社長 奥野善彦

中間貸借対照表（平成18年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	325,827	預 金	537
コ ー ル ロ ー ン	441,800	借 用 金	4,184,160
買 現 先 勘 定	7,602	未 払 納 付 金	771,990
買 入 金 銭 債 権	5,024	そ の 他 負 債	22,275
有 価 証 券	2,867,920	退 職 給 付 引 当 金	1,133
貸 出 金	1,652,183	繰 延 税 金 負 債	10,214
未 収 助 成 金	356,575	支 払 承 諾	28,003
そ の 他 資 産	121,793	負 債 の 部 合 計	5,018,314
有 形 固 定 資 産	1,670	（ 純 資 産 の 部 ）	
無 形 固 定 資 産	339	資 本 金	212,000
支 払 承 諾 見 返	28,003	利 益 剰 余 金	233,364
貸 倒 引 当 金	796,468	そ の 他 利 益 剰 余 金	233,364
		繰 越 利 益 剰 余 金	233,364
		株 主 資 本 合 計	21,364
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	15,322
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	15,322
		純 資 産 の 部 合 計	6,042
資 産 の 部 合 計	5,012,272	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	5,012,272

中間損益計算書〔平成18年4月1日から
平成18年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		806,146
資 金 運 用 収 益	75,441	
(うち貸出金利息)	(18,589)	
(うち有価証券利息配当金)	(56,342)	
信 託 報 酬	244	
役 務 取 引 等 収 益	680	
そ の 他 業 務 収 益	32	
そ の 他 経 常 収 益	729,746	
経 常 費 用		805,522
資 金 調 達 費 用	11,936	
(うち預金利息)	(3)	
役 務 取 引 等 費 用	6,398	
そ の 他 業 務 費 用	1	
営 業 経 費	11,249	
そ の 他 経 常 費 用	775,935	
経 常 利 益		623
特 別 利 益		20,075
特 別 損 失		84
税 引 前 中 間 純 利 益		20,614
法人税、住民税及び事業税		14
中 間 純 利 益		20,600

(貸借対照表の注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 販売用動産不動産の評価は、個別法による原価法により行っております。販売用動産不動産のうち利用目的等勘案のうえ減価償却資産と認められるものについては、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し減価償却を行っております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

販売用建物 27年～38年

4. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～48年

動産 2年～15年

5. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

貸出金等について当社が「特定住専債権回収業務」および「整理回収業務」を主目的とする会社であること等を考慮して、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して債務者の支払能力を総合的に判断したうえで、回収不能と認められる額を計上しておりますほか、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。

7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額(総合型の年金基金を除く)を計上しております。

8. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

10. 関係会社の株式総額 9百万円

11. 販売用動産不動産の減価償却累計額 211百万円

12. 有形固定資産の減価償却累計額 1,325百万円

13. 貸出金のうち、破綻先債権額は235,756百万円、延滞債権額は751,209百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)

のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

14. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は17,367百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

15. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,206百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

16. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,010,539百万円であります。

なお、13から16に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

17. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は147,126百万円であります。

18. 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済、当座借越等の取引の担保として、預け金200百万円、有価証券30,380百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は1,155百万円あります。

19. 1株当たりの純資産額 4,510円55銭

20. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。21.についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
国債	403,503	403,489	13

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 （百万円）	中間貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額 （百万円）
株式	50,228	75,199	24,971
債券	225,561	226,126	565
国債	215,569	216,050	480
社債	9,991	10,076	84
その他	90,000	90,000	-
合計	365,789	391,326	25,537

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 10,214 百万円を差し引いた額 15,322 百万円が、「**その他有価証券評価差額金**」に含まれております。

21. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	9
関連法人等株式	0
その他有価証券	
非上場株式	2,162,667
非上場外国証券	299
その他	113

22. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	153,212 百万円
繰越欠損金	321,073
その他	<u>2,452</u>
繰延税金資産小計	476,738
評価性引当額	<u>476,738</u>
繰延税金資産合計	
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	<u>10,214</u>
繰延税金負債合計	10,214
繰延税金負債の純額	<u>10,214</u>

23. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号平成 17 年 12 月 9 日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号平成 17 年 12 月 9 日)が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 60 号平成 18 年 4 月 28 日)により改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。

なお、当中間期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、6,042 百万円であります。

(2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処理損失」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。

- (3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
- (5) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。
24. 当社の単体自己資本比率については、非対象区分として銀行法上の規制の対象外（預金保険法附則第 11 条第 9 項）であります。
25. 「未収助成金」は、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法第 10 条に基づくものであります。
26. 「未払納付金」には、次のものを含んでおります。
- ・ 預金保険法附則第 7 条第 1 項第 2 号の 2 に基づき、預金保険機構に納付する額 78,563 百万円
 - ・ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 53 条第 3 項に基づき、預金保険機構に納付する額 34,283 百万円
 - ・ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律附則第 5 条に基づき、預金保険機構に納付する額 65,824 百万円
 - ・ 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第 13 条に基づき、預金保険機構に納付する額 592,971 百万円
27. 「その他資産」には、次のものを含んでおります。
- ・ 販売用動産不動産 802 百万円
 - ・ 未還付配当利子所得税 76,768 百万円
 - ・ 旧東京協和・安全の両信用組合からの事業譲受けにかかる金融機関と当社との収益支援契約に基づき、今後 3 年間に分割贈与を受ける額 7,538 百万円

(損益計算書の注記)

注 1 . 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 . 1 株当たり中間純利益金額 5,150 円 8 銭

3 . 「その他経常収益」には、次のものを含んでおります。

・ 株式等売却益 616,213 百万円

・ 債権取立等益 99,559 百万円

・ 販売用動産不動産関係収益 2,565 百万円

・ 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法第 10 条に基づき
預金保険機構より助成金の交付を受けるべき収益 9,244 百万円

4 . 「その他経常費用」には、次のものを含んでおります。

・ 貸出金償却 960 百万円

・ 債権売却損 1,075 百万円

・ 販売用動産不動産関係費用 387 百万円

・ 預金保険法附則第 7 条第 1 項第 2 号の 2 に基づく預金保険機構への納付金 78,563 百
万円

・ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 53 条第 3 項に基づく預金保険機構
への納付金 34,283 百万円

・ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律附則第 5 条に基づく預金保険機構への
納付金 65,824 百万円

・ 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第 13 条に基づく預金保険機構へ
の納付金 592,971 百万円

5 . 「特別利益」には、貸倒引当金戻入益 20,015 百万円を含んでおります。

信託財産残高表

(平成18年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
金 銭 債 権	7,877	金銭信託以外の金銭の信託	5,965
現 金 預 け 金	1,787	金 銭 債 権 の 信 託	3,050
		包 括 信 託	647
合 計	9,664	合 計	9,664

注 1 . 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 . 共同信託他社管理財産 55,860百万円

第11期中間決算公告

平成18年12月28日

東京都中野区本町2丁目46番1号
株式会社 整理回収機構
代表取締役社長 奥野善彦

中間連結貸借対照表（平成18年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	326,095	預 金	537
コ ー ル ロ ー ン	441,800	借 用 金	4,184,160
買 現 先 勘 定	7,602	未 払 納 付 金	771,990
買 入 金 銭 債 権	5,024	そ の 他 負 債	22,418
有 価 証 券	2,867,911	退 職 給 付 引 当 金	1,133
貸 出 金	1,652,183	繰 延 税 金 負 債	10,214
未 収 助 成 金	356,575	支 払 承 諾	28,003
そ の 他 資 産	121,793	負 債 の 部 合 計	5,018,457
有 形 固 定 資 産	1,670	（ 純 資 産 の 部 ）	
無 形 固 定 資 産	339	資 本 金	212,000
支 払 承 諾 見 返	28,003	利 益 剰 余 金	233,249
貸 倒 引 当 金	796,468	株 主 資 本 合 計	21,249
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	15,322
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	15,322
		純 資 産 の 部 合 計	5,926
資 産 の 部 合 計	5,012,530	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	5,012,530

中間連結損益計算書 〔平成18年4月 1日から
平成18年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		806,188
資金運用収益	75,441	
(うち貸出金利息)	(18,589)	
(うち有価証券利息配当金)	(56,342)	
信託報酬	244	
役務取引等収益	688	
その他業務収益	32	
その他経常収益	729,780	
経 常 費 用		805,554
資金調達費用	11,936	
(うち預金利息)	(3)	
役務取引等費用	6,392	
その他業務費用	1	
営業経費	11,252	
その他経常費用	775,971	
経 常 利 益		633
特 別 利 益		20,075
特 別 損 失		84
税金等調整前中間純利益		20,624
法人税、住民税及び事業税		14
中 間 純 利 益		20,610

(連結貸借対照表及び連結損益計算書の作成方針)

1 . 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 1 社
会社名
株式会社 ティーエイチアールクレジット

(2) 非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名
P.T.BANK LTCB CENTRAL ASIA
埼玉中央保証株式会社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2 . 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等はありません。

(2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

主要な会社名
山梨開発株式会社
新潟中央カード株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3 . 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社の中間決算日は9月末日であります。

(連結貸借対照表の注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 販売用動産不動産の評価は、個別法による原価法により行っております。販売用動産不動産のうち利用目的等勘案のうえ減価償却資産と認められるものについては、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し減価償却を行っております。
- なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

販売用建物 27年～38年

4. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～48年

動産 2年～15年

5. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
6. 当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

貸出金等について当社が「特定住専債権回収業務」および「整理回収業務」を主目的とする会社であること等を考慮して、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して債務者の支払能力を総合的に判断したうえで、回収不能と認められる額を計上しておりますほか、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。

7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額(総合型の年金基金を除く)を計上しております。
8. 当社及び連結される子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

10. 関係会社の株式総額 0百万円

11. 販売用動産不動産の減価償却累計額 211百万円

12. 有形固定資産の減価償却累計額 1,325百万円

13. 貸出金のうち、破綻先債権額は235,756百万円、延滞債権額は751,209百万円でありま

す。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

14. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は17,367百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

15. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,206百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

16. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,010,539百万円であります。

なお、13から16に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

17. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は147,126百万円であります。

18. 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済、当座借越等の取引の担保として、預け金200百万円、有価証券30,380百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は1,155百万円あります。

19. 1株当たりの純資産額 4,448円73銭

20. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。21.についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
国債	403,503	403,489	13

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額 （百万円）
株式	50,228	75,199	24,971
債券	225,561	226,126	565
国債	215,569	216,050	480

社債	9,991	10,076	84
その他	90,000	90,000	-
合計	365,789	391,326	25,537

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 10,214 百万円を差し引いた額 15,322 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

21. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	2,162,667
非上場外国証券	299
その他	113

22. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号平成 17 年 12 月 9 日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号平成 17 年 12 月 9 日)が会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 60 号平成 18 年 4 月 28 日)により改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。

なお、当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、5,926 百万円であります。

(2) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

23. 当社の連結自己資本比率については、非対象区分として銀行法上の規制の対象外(預金保険法附則第 11 条第 9 項)であります。

24. 「未収助成金」は、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法第 10 条に基づくものであります。

25. 「未払納付金」には、次のものを含んでおります。

- ・預金保険法附則第 7 条第 1 項第 2 号の 2 に基づき、預金保険機構に納付する額 78,563 百万円

- ・金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 53 条第 3 項に基づき、預金保険機構に納付する額 34,283 百万円

- ・金融機能の再生のための緊急措置に関する法律附則第 5 条に基づき、預金保険機構に

納付する額 65,824 百万円

・金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第 13 条に基づき、預金保険機構に

納付する額 592,971 百万円

26. 「その他資産」には、次のものを含んでおります。

・販売用動産不動産 802 百万円

・未還付配当利子所得税 76,768 百万円

・旧東京協和・安全の両信用組合からの事業譲受けにかかる金融機関と当社との収益支援契約に基づき、今後 3 年間に分割贈与を受ける額 7,538 百万円

(連結損益計算書の注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 5,152円70銭

3. 「その他経常収益」には、次のものを含んでおります。

・株式等売却益 616,213百万円

・債権取立等益 99,559百万円

・販売用動産不動産関係収益 2,565百万円

・特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法第10条に基づき
預金保険機構より助成金の交付を受けるべき収益 9,244百万円

4. 「その他経常費用」には、次のものを含んでおります。

・貸出金償却 996百万円

・債権売却損 1,075百万円

・販売用動産不動産関係費用 387百万円

・預金保険法附則第7条第1項第2号の2に基づく預金保険機構への納付金 78,563百
万円

・金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第53条第3項に基づく預金保険機構
への納付金 34,283百万円

・金融機能の再生のための緊急措置に関する法律附則第5条に基づく預金保険機構への
納付金 65,824百万円

・金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第13条に基づく預金保険機構へ
の納付金 592,971百万円

5. 「特別利益」には、貸倒引当金戻入益 20,015百万円を含んでおります。